

税理士試験の消費税法は、計算の配点が50点あり、例年、総合問題形式での出題となっております。

近年の税理士試験では、数多くの取引が出題されており、中には非常に難解な取引も出題されております。しかし、難解な取引を正答できているかどうかが合否に影響しているわけではなく、基礎となる項目を確実に正答することが合格につながっております。

そこで、税理士試験の合格を目指すにあたって、必ず身につけていただきたい《納税義務の有無の判定》、《売上げ及び仕入れの取引分類》、《調整対象固定資産に係る仕入税額控除の調整》及び《簡易課税制度》に関する基礎項目を網羅的に確認できる教材として「総合計算問題集（基礎編）」を作成いたしました。

税理士試験において、確実に正答いただきたい項目のみを集録しておりますので、反復練習を行うことはもちろん、項目の習熟度を高めるための見直しをじっくりと行っていただければと思います。

本書を利用することにより、基礎項目を正確に正答できる力を効率的に身につけていただき、1年でも早く税理士試験に合格されることを心より祈願しております。

なお、本書は2025年7月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject. I

合格に必要な基礎項目が充実

本書の問題は、過去の試験傾向及び出題実績を徹底分析することにより、学習の進度に応じた税理士試験の合格に必要な基本項目を中心に出题がされています。また、本試験とほぼ同等の形式となっていますので、総合問題形式ならではの解答手順、解答方法を確立することができます。

この問題集の学習項目を習得することにより合格に必要な知識をマスターすることができます。

【消費税法 総合計算問題集（基礎編）の例】

試験傾向を徹底分析！

年 度	出題形式	業 種	主な出題内容
平成元年	原則計算	卸売業	9月決算法人
平成2年	原則計算	卸・小売業	9月決算法人
平成3年	原則計算	卸売業	
平成4年	原則計算	小売業	現物出資があった場合の取扱い
平成5年	原則計算	卸売業	調整対象固定資産に係る変動調整
平成6年	原則計算	物品販売業	
平成7年	簡易課税制度	洋服仕立小売業	

本試験同様の総合問題形式

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、電気機器（以下「商品」という。）の販売業を営んでいるが、甲社の令和8年4月1日から令和9年3月31日までの当課税期間（事業年度）等における取引等の状況は、次の〔資料〕のとおりである。これに基づき、当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額をその計算過程（判断を要する部分については、その理由を含む。）を示して計算しなさい。

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程

（単位：円）

答案用紙も本試験と同じ形式
 本番同様の練習が可能！

金額	
	円

Subject.2

時間・得点を意識した練習が可能

本書の問題には制限時間が付されていますので、本試験と同様に解答時間を意識した演習を行うことができます。また、模範解答、採点基準及び解説が付されていますので、自己採点により、自己の学習状況を分析し、弱点の把握・強化をすることができます。

【消費税法 総合計算問題集（基礎編）の例】

●消費税法 総合計算問題集（基礎編）

問題 1

(制限時間 45分)

解答時間を意識して
解答しよう！

解答

IV 控除対象仕入税額の計算等

【課税売上割合】

	計 算 過 程	(単位：円)
(1) 課税売上高		
①	1,000,318,181円	
②	8,299,300円 + 9,500,000円 = 17,799,300円	
	$17,799,300円 \times \frac{100}{110} = 16,181,181円$	
③	① - ② = 984,137,000円	
(2) 輸出免税売上高		
①	5,731,500円 + 95,526,500円 + 2,104,000円 = 103,362,000円	
②	4,296,700円	
③	① - ② = 99,065,300円	

解答後は自己採点を！

解説

1. 資料4(1)②、(3) 輸入許可前の貨物の譲渡の取扱い

国外で購入した貨物を国内の保税地域に荷揚げし、輸入手続きを経ないで国内の他の事業者へ譲渡する場合、外国貨物の譲渡に該当し、輸出免税取引に該当する。

なお、この譲渡に係る仕入高は、国内における課税仕入れ及び保税地域から引き取る課税貨物のいずれにも該当しないため仕入税額控除の対象とはならない。

間違ってしまった
箇所は解説で確認！

Point. I

解答上の注意点

① 制限時間を守ること。

各問題には制限時間が設けられています。問題を解く場合には時間を計り、制限時間内で解答するように心掛けて下さい。

また、解答時点での実力を把握するために、問題を解いている間は解答・解説を見ないで、制限時間どおり時間を計って自分なりの解答を作成して下さい。

② 問題のボリュームを確認すること。

まず、問題全体に目を通し、ボリュームの確認をしてください。

③ 間違っただ箇所は必ず確認を行うこと。

問題を解いた後は必ず採点を行って下さい。そして、間違えた項目については解答・解説を確認し、なぜ間違えたのか自己分析を行ってから次の問題に移って下さい。

なお、全ての項目は基本的な学習項目となりますので、解けるようになるまでテキスト等で理解を深め、合格に必要な知識を身に付けてください。

④ 繰り返し解くこと。

それぞれの問題には、難易度及び目標点が設けられています。基礎項目の定着及び計算力をつけるため、この問題集を目標点に達するまで繰り返し解くようにして下さい。

Point.2

解答用紙の利用方法

巻末に「解答用紙」がございますので、A4サイズにコピーしてお使いください。「解答用紙（A4サイズ）」は、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア内の「解答用紙DLサービス」よりダウンロードすることも可能です。

<https://www.o-harabook.jp/>
資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

Point.3

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアをチェック！

解答用紙・チェックリストがダウンロードできる！

印刷して、解き直しやチェックリストにご利用いただけます。
※一部の教材を除く

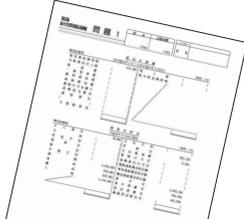
1 トップページから「解答用紙DLサービス」
→「ダウンロードはこちら」をクリック



2 「税理士」からダウンロードする
書籍名をクリック



3 印刷



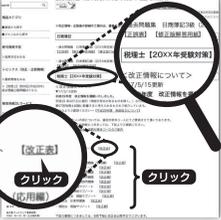
法令等の改正に対応！

改正時には、大原ブックストアで本書掲載内容に関する法令改正に伴う修正を公開します。
改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！
また、細心の注意を払って作成しておりますが、
万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

1 トップページから「トピックス(改正・正誤情報)」
→「最新情報を見る」をクリック



2 「税理士」の項目から書籍名を確認して、
【改正表】をクリック



3 印刷できます



出題内容一覧

	問題1	問題2	問題3	問題4
難易度／標準時間	A：45分	A：50分	A：40分	A：60分
業種等	商品販売業	商品販売業	商品販売業	商品販売業
事業形態	法人	法人	法人	法人
納税義務の有無の判定	特記事項無し	特記事項無し	特記事項無し	特記事項無し
計算パターン	原則計算	原則計算	原則計算	原則計算
売上項目	-	金銭債権の譲渡	買現先取引	非課税資産の輸出等
仕入項目	-	特定課税仕入れ	特定課税仕入れ	電気通信利用役務の提供
調整対象固定資産	-	-	-	変動調整 転用調整
その他の項目	中間納付税額の計算	中間納付税額の計算	中間納付税額の計算	中間納付税額の計算
	問題5	問題6	問題7	問題8
難易度／標準時間	B：55分	A：45分	B：60分	A：50分
業種等	製造販売業 飲食店業 不動産賃貸業	商品販売業 飲食店業	自動車整備業 不動産業	-
事業形態	個人事業者	法人	個人事業者	一般財団法人
納税義務の有無の判定	相続の特例	特記事項無し	相続の特例	特記事項無し
計算パターン	原則計算 (複数税率)	簡易課税制度	簡易課税制度	国等の特例
売上項目	-	-	-	-
仕入項目	棚卸資産の調整	-	-	-
調整対象固定資産	範囲	-	-	-
その他の項目	事業性の有無の 取扱い 軽減税率	中間納付税額の計算	事業性の有無の 取扱い	中間納付税額の計算

問 題 編

●消費税法 総合計算問題集（基礎編）

問題 1

制限時間	45分
難易度	A
目標点数	44点

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、電気機器（以下「商品」という。）の販売業を営んでいるが、甲社の令和8年4月1日から令和9年3月31日までの当課税期間（事業年度）等における取引等の状況は、次の〔資料〕のとおりである。これに基づき、当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額をその計算過程（判断を要する部分については、その理由を含む。）を示して計算しなさい。

なお、計算に当たっては、次の事項を前提として解答しなさい。

- (1) 会計帳簿による経理は、すべて消費税及び地方消費税込みの金額により処理されている。
- (2) 取引等は、特に断りのある場合を除き、次のとおりとする。
 - ・ 国内において行われたものとする。
 - ・ 課税仕入れの相手方は、適格請求書発行事業者であるものとする。
 - ・ 他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号の2に規定する軽減対象課税資産の譲渡等をいう。）はないものとする。
 - ・ 収入及び支出において消費税等の経過措置により旧税率が適用される取引はないものとする。
 - ・ 消費税法施行令第46条第1項第2号括弧書き（課税仕入れに係る消費税額の計算）に規定する消費税額等の記載のない適格簡易請求書の交付を受けた課税仕入れはないものとする。
 - ・ 請求書等の交付を受けることが困難であることにより、消費税法施行令第49条第1項（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等）に規定する帳簿のみの保存で、消費税法第30条第1項（仕入れに係る消費税額の控除）の規定の適用を受ける課税仕入れはないものとする。
- (3) 課税標準額に対する消費税額の計算に当たっては、消費税法第45条第5項（消費税額の積上げ計算）の規定は適用しないものとし、課税仕入れに係る消費税額の計算に当たっては、消費税法施行令第46条第3項（課税仕入れに係る支払対価の合計額から割り戻す方法による消費税額の計算）の規定は適用しないものとする。

また、売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算に当たっては、消費税法施行令第58条第1項（売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算の特例）の規定は適用しないものとする。

- (4) 確定申告により納付すべき消費税額の計算に当たって、適用される計算方法が2以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、当課税期間における納付すべき消費税額が最も少なくなる方法を採用するものとする。

また、解答上生じる円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (5) 甲社は、「消費税課税事業者選択届出書」（消費税法第9条第4項に規定する届出書をいう。）及び「消費税簡易課税制度選択届出書」（消費税法第37条第1項に規定する届出書をいう。）を提出したことはない。
- (6) 当課税期間中の中間申告により納付すべき消費税額は、租税公課として経理されているが、当課税期間中の中間申告に当たっては、消費税法第43条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の規定を適用した仮決算による中間申告書は提出されていない。

(7) 甲社は、前課税期間まで課税売上割合が95%未満となる課税期間又は課税期間における課税売上高が5億円を超える課税期間については、課税標準額に対する消費税額から控除する仕入れに係る消費税額の計算に当たり、個別対応方式（消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方式）により計算を行っており、当課税期間においても、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われているものとする。

なお、消費税法第30条第3項第2号に規定する「課税売上割合に準ずる割合」の承認は受けていない。

(8) 課税仕入れ及び保税地域からの引取りに係る課税貨物について、課税資産の譲渡等のみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下「その他の資産の譲渡等」という。）のみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの（以下「共通課税仕入れ」という。）の区分については、特に記載があるものを除き、資産の譲渡等との対応関係が明確であるものは、課税資産の譲渡等のみ要するもの又はその他の資産の譲渡等のみ要するものとし、これら以外のは共通課税仕入れとする。

(9) 課税仕入れ等については、その事実を明らかにした帳簿及び請求書等が法令に従って適正に保存されており、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ等について所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第52条及び第53条（適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置）の規定の適用があるものについては、同規定に定める適用要件を満たしている。また、輸出取引等については、その証明書類が法令に従って適正に保存されている。

[資料]

1. 甲社の当課税期間前の取引状況は、次のとおりである。

なお、甲社は、設立以来前課税期間まで継続して課税事業者に該当しており、令和5年10月1日から消費税法第57条の2第1項（適格請求書発行事業者の登録等）に規定する税務署長の登録を受けている。

取引の状況	（前々課税期間）		（前課税期間）	
	自令和6年4月1日 至令和7年3月31日	左記の期間のうち 4月1日から9月30日 までの期間の金額	自令和7年4月1日 至令和8年3月31日	左記の期間のうち 4月1日から9月30日 までの期間の金額
I 資産の譲渡等の金額	995,919,000円	454,274,000円	1,002,000,000円	450,900,000円
Iのうち非課税取引に係るもの	4,300,000円	2,100,000円	4,000,000円	1,800,000円
Iのうち免税取引に係るもの	109,000,000円	59,000,000円	110,500,000円	49,725,000円
II Iの売上げに係る対価の返還等	19,272,000円	9,212,000円	20,140,000円	9,063,000円
IIのうち非課税取引に係るもの	0円	0円	0円	0円
IIのうち免税取引に係るもの	4,000,000円	2,300,000円	5,020,000円	2,259,000円

2. 甲社の前事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に係る確定申告書の提出（期限内申告）により、当初確定した消費税額（当課税期間における中間申告により納付すべき消費税額の計算の基礎となる消費税額）は3,964,800円である。

3. 甲社の当課税期間の損益計算書の内容は次のとおりである。

損 益 計 算 書

(自令和8年4月1日 至令和9年3月31日)

(単位：円)

I 売上高		
総売上高	1,196,231,000	
売上値引	12,596,000	1,183,635,000
II 売上原価		
期首商品棚卸高	70,925,800	
当期商品仕入高	818,890,000	
合 計	889,815,800	
期末商品棚卸高	70,190,700	819,625,100
売上総利益		364,009,900
III 販売費及び一般管理費		
役員報酬	37,876,300	
従業員給与手当	116,996,200	
商品荷造運送費	10,489,000	
販売奨励金	9,500,000	
福利厚生費	19,489,000	
広告宣伝費	7,101,800	
旅費交通費	5,918,100	
通信費	3,299,900	
接待交際費	3,366,400	
減価償却費	18,938,100	
地代家賃	14,203,600	
租税公課	6,200,500	
寄附金	4,800,000	
修繕費	2,200,000	
従業員教育費	720,000	
その他の費用	34,326,200	295,425,100
営業利益		68,584,800
IV 営業外収益		
受取利息	92,100	
社宅使用料収入	3,802,000	
貨物保管料収入	2,104,000	
雑収入	1,320,000	7,318,100

V 営業外費用		
支 払 利 息	3,550,900	
貸 倒 損 失	4,306,300	7,857,200
経 常 利 益		68,045,700
VI 特別利益		
保 険 金 収 入	2,000,000	
固 定 資 産 売 却 益	4,838,000	6,838,000
VII 特別損失		
固 定 資 産 売 却 手 数 料	1,298,000	1,298,000
税引前当期純利益		73,585,700

4. 損益計算書の内容に関して、付記すべき事項は次のとおりである。

なお、資料中の消費税額等は、適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書に記載されたものである。

(1) 「総売上高」の内訳は、次のとおりである（いずれも当課税期間における商品に係る売上高であり、非課税取引に該当するものは含まれていない。）。

① 国内において仕入れた商品の国内売上高 623,921,000円（消費税額等56,720,040円）

② 国外から輸入した商品の国内売上高 476,783,500円（消費税額等42,822,909円）

このうちには、国内の保税地域に荷揚げし輸入許可前に国内の他の事業者に譲渡したことによる売上高5,731,500円が含まれている。

③ 商品の輸出売上高 95,526,500円

(2) 「売上値引」は、すべて当課税期間中の売上げに係るものであり、その内訳は次のとおりである。

① 上記(1)①に係るもの 8,299,300円（消費税額等754,470円）

② 上記(1)③に係るもの 4,296,700円

なお、甲社は、売上げの値引きについては、すべて「売上値引」勘定で処理しており、値引きに係る金額の明細を記録した帳簿は保存されている。

(3) 「当期商品仕入高」には、甲社が輸入し、保税地域から引き取った商品の仕入高277,491,300円（このうち、輸入の際税関に納付した消費税額9,710,800円及び地方消費税額2,738,900円、納期限の延長を受けて未納となっている消費税額6,473,800円及び地方消費税額1,825,900円が含まれている。）、上記(1)②の輸入許可前に譲渡した商品の仕入高5,230,600円及び輸出用商品の国内仕入高57,322,300円（消費税額等5,211,000円）並びに免税事業者からの国内仕入高65,511,200円（内訳：令和8年9月30日までのもの36,031,160円、令和8年10月1日以後のもの29,480,040円）が含まれており、残額413,334,600円（消費税額等37,575,842円）については、すべて国内販売用商品の国内仕入高である。

- (4) 「従業員給与手当」には、通勤手当4,620,000円（通勤に通常必要と認められるものであり、このうち、特急料金800,000円が含まれている。）及び家族手当1,496,000円が含まれている。
- (5) 「商品荷造運送費」の内訳は、次のとおりである。
- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| ① 輸出入商品に係る通関業務料金 | 613,000円 |
| ② 輸出商品に係る国内の港から国外の港までの運賃 | 3,102,900円 |
| ③ 国内販売商品に係る国内での運送費及び荷造費 | 6,200,100円（消費税額等563,641円） |
| ④ 運送貨物に係る甲社負担の保険料 | 573,000円 |
- (6) 「販売奨励金」9,500,000円（消費税額等863,634円）は、すべて国内の事業者に対して、当課税期間における上記(1)①の商品の販売高に応じて金銭により支払ったものである。
- (7) 「福利厚生費」は、甲社負担の社会保険料17,646,000円及び従業員慰安のための国内旅行費用1,843,000円（消費税額等167,545円）の合計額である。
- (8) 「広告宣伝費」7,101,800円（消費税額等645,616円）は、商品販売促進のため国内の雑誌に商品広告を掲載した際に国内の広告代理店に支払ったものである。
- (9) 「旅費交通費」には、従業員の海外出張に伴う旅費2,297,000円が含まれているが、残額3,621,100円（消費税額等329,188円）はすべて国内出張に係る旅費に該当するものである。
- 上記のうち、国内における課税仕入れとなるものは、共通課税仕入れに該当する。
- (10) 「通信費」には、国際電話料金1,437,600円が含まれているが、残額1,862,300円（消費税額等169,296円）は国内の電話料金及び郵便料金（郵便局の窓口で支払ったもの）である。
- 上記のうち、国内における課税仕入れとなるものは、共通課税仕入れに該当する。
- (11) 「接待交際費」の内訳は、次のとおりである。
- | | |
|------------------|------------|
| ① 飲食店における取引先等接待費 | 2,565,700円 |
|------------------|------------|
- この金額は、飲食店から交付を受けた適格簡易請求書に記載された税込価額であり、消費税額等の記載はない。
- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ② 取引先等に対する贈答用品（タオル）の購入費用 | 502,700円（消費税額等45,700円） |
| ③ 贈答用商品券の購入費用 | 209,000円 |
| ④ 役員に支給した渡切交際費 | 89,000円 |
- (12) 「減価償却費」には、当課税期間中に購入した商品配送用車両（取得価額3,000,000円（消費税額等272,727円））に係るもの478,500円、下記⑭の保険金により当課税期間中に購入した商品陳列棚（取得価額790,000円（消費税額等71,818円））に係るもの142,200円が含まれている。
- (13) 「地代家賃」は、国内販売商品を保管するための倉庫の賃借料7,469,000円（消費税額等678,996円）及び輸出入商品を保管するために保税地域内に賃借している倉庫の賃借料6,734,600円（消費税額等612,228円）の合計額である。
- (14) 「租税公課」には、前事業年度の消費税の確定申告書の計算が誤っていたため、令和8年8月1日に自主的に提出した修正申告書に基づいて納付した消費税額906,000円が含まれている。

- (15) 「寄附金」は、金銭によるもの3,290,000円及び近隣の小学校に寄贈した備品の購入費用1,510,000円（消費税額等137,272円）の合計額である。
- (16) 「修繕費」2,200,000円（消費税額等200,000円）は、当課税期間において行った甲社の本社ビルの定期修繕に係るものである。
- (17) 「従業員教育費」720,000円（消費税額等65,454円）は、日本人講師を招いて甲社の本社ビルにて講演会を行った際に、日本人講師に対して支払った講演料であり、共通課税仕入れに該当する。
- (18) 「その他の費用」には、税理士に対して支払った顧問料520,000円（消費税額等47,272円）が含まれており、残額のうち国内における課税仕入れに該当するものは、17,527,000円（消費税額等1,593,350円）である。

上記のうち、国内における課税仕入れとなるものは、共通課税仕入れに該当する。

- (19) 「受取利息」は、預金利息61,400円及び貸付金の利息30,700円の合計額である。
- (20) 「社宅使用料収入」は、甲社所有の社宅を従業員に貸し付けたことにより収受したものである。
- (21) 「貨物保管料収入」は、上記(13)の保税地域内に賃借している倉庫において、国外の取引先の貨物（外国貨物）を保管したことにより収受したものである。
- (22) 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。

- ① 商品梱包用ダンボールを売却したことによる収入 350,000円（消費税額等31,818円）
- ② 令和6年5月中に行った国内において仕入れた商品の国内売上高に係る売掛金及び国内の取引先に対する貸付金が令和7年12月中に貸倒れとなり適正に処理していたものを、当課税期間中に回収したことにより計上した回収金額 970,000円
- なお、回収金額の内訳は、売掛金に係るもの570,000円及び貸付金に係るもの400,000円である。

- (23) 「貸倒損失」の内訳は、次のとおりである。

- ① 当課税期間中に行った上記(1)①に係る売掛金の貸倒れ 2,870,900円
- ② 国内の取引先に対する貸付金の貸倒れ 1,435,400円

- (24) 「保険金収入」は、甲社所有の建物が火災により焼失したため保険会社から収受したものである。

- (25) 「固定資産売却益」は、甲社が国内において所有していた土地（売却価額53,583,000円、帳簿価額49,229,000円）及び建物（売却価額5,027,000円（消費税額等457,000円）、帳簿価額4,543,000円）を売却したことにより計上したものである。

- (26) 「固定資産売却手数料」は、すべて課税仕入れに該当するものであるが、この内訳は、次のとおりである。

- ① (25)の建物の売却に係るもの 198,000円（消費税額等18,000円）
- ② (25)の土地の売却に係るもの 1,100,000円（消費税額等100,000円）

解 答 編

問題 1 解答・解説

(箇所各 2 点)

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 課税売上高		
①	$995,919,000円 - 4,300,000円 - 109,000,000円 = 882,619,000円$	
	$882,619,000円 \times \frac{100}{110} = 802,380,909円$	
②	$19,272,000円 - 4,000,000円 = 15,272,000円$	
	$15,272,000円 \times \frac{100}{110} = 13,883,636円$	
③	$① - ② = 788,497,273円$	
(2) 輸出免税売上高		
①	109,000,000円	
②	4,000,000円	
③	$① - ② = 105,000,000円$	
(3)	$(1) + (2) = 893,497,273円 > 10,000,000円 \therefore$ 納税義務あり	

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程		(単位：円)
$623,921,000円 + (476,783,500円 - 5,731,500円) + \boxed{350,000円} + \boxed{5,027,000円} = 1,100,350,000円$		
	$1,100,350,000円 \times \frac{100}{110} = 1,000,318,181円 \rightarrow 1,000,318,000円$	金額
		1,000,318,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$1,000,318,000円 \times 7.8\% = 78,024,804円$		金額
		78,024,804円

III 控除過大調整税額の計算

【控除過大調整税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$570,000円 \times \frac{7.8}{110} = 40,418円$		金額
		<input type="text" value="40,418円"/>

IV 控除対象仕入税額の計算等

【課税売上割合】

計 算 過 程	(単位：円)		
(1) 課税売上高			
① 1,000,318,181円			
② 8,299,300円 + 9,500,000円 = 17,799,300円 17,799,300円 × $\frac{100}{110}$ = 16,181,181円			
③ ① - ② = 984,137,000円			
(2) 輸出免税売上高			
① 5,731,500円 + 95,526,500円 + 2,104,000円 = 103,362,000円			
② 4,296,700円			
③ ① - ② = 99,065,300円			
(3) 非課税売上高			
61,400円 + 30,700円 + 3,802,000円 + 53,583,000円 = 57,477,100円			
(4) 課税売上割合			
$\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{1,083,202,300}{1,140,679,400} \approx 94.9\% < 95\%$			
(5) 5億円判定	割 合		
(1)+(2) = 1,083,202,300円 > 500,000,000円	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">1,083,202,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1,140,679,400円</td> </tr> </table>	1,083,202,300円	1,140,679,400円
1,083,202,300円			
1,140,679,400円			

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 個別対応方式	
① 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額	
(イ) 課税仕入れに係る消費税額	
イ 5,211,000円 + 37,575,842円 + 563,641円 + 645,616円 + 272,727円 + 71,818円 + 678,996円 + 612,228円 + 18,000円 = 45,649,868円 45,649,868円 × 78% = 35,606,897円	
ロ 36,031,160円 × $\frac{7.8}{110}$ × 80% = 2,043,948円	
ハ 29,480,040円 × $\frac{7.8}{110}$ × 50% = 1,045,201円	
ニ イ + ロ + ハ = 38,696,046円	
(ロ) 課税貨物に係る消費税額	
9,710,800円 + 6,473,800円 = 16,184,600円	
ハ イ + ロ = 54,880,646円	
② 非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額	
100,000円 × 78% = 78,000円	
③ 共通して要する課税仕入れ等の税額	
4,620,000円 × $\frac{10}{110}$ + 167,545円 + 329,188円 + 169,296円 + 2,565,700円 × $\frac{10}{110}$ + 45,700円 + 137,272円 + 200,000円 + 65,454円 + 47,272円 + 1,593,350円 = 3,408,322円 3,408,322円 × 78% = 2,658,491円	
④ 仕入れに係る消費税額	
54,880,646円 + 2,658,491円 × $\frac{1,083,202,300}{1,140,679,400}$ = 57,405,179円	

(2) 一括比例配分方式	
① 課税仕入れ等の税額	
(イ) 課税仕入れに係る消費税額	
イ	$45,649,868円 + 100,000円 + 3,408,322円 = 49,158,190円$
	$49,158,190円 \times 78\% = 38,343,388円$
ロ	2,043,948円
ハ	1,045,201円
ニ	$イ + ロ + ハ = 41,432,537円$
(ロ) 課税貨物に係る消費税額	
	16,184,600円
ハ)	$(イ) + (ロ) = 57,617,137円$
② 仕入れに係る消費税額	57,405,179円
	$57,617,137円 \times \frac{1,083,202,300}{1,140,679,400} = 54,713,897円$
(3) (1) > (2) ∴	57,405,179円

【売上げの返還等対価に係る税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額	1,262,132円
$17,799,300円 \times \frac{7.8}{110} = 1,262,132円$	金額	

【貸倒れに係る税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額	203,572円
$2,870,900円 \times \frac{7.8}{110} = 203,572円$	金額	

【控除税額小計】

計 算 過 程 (単位：円)	金額	58,870,883円
$57,405,179円 + 1,262,132円 + 203,572円 = 58,870,883円$	金額	

V 差引税額の計算

【差引税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額	19,194,300円
$78,024,804円 + 40,418円 - 58,870,883円 = 19,194,339円 \rightarrow 19,194,300円$	金額	

VI 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 一月中間申告		
① 4～7月		
$\frac{3,964,800\text{円}}{12} = 330,400\text{円} \leq 4,000,000\text{円} \quad \therefore \text{適用なし}$		
② 8～2月		
$\frac{3,964,800\text{円} + 906,000\text{円}}{12} = 405,900\text{円} \leq 4,000,000\text{円} \quad \therefore \text{適用なし}$		
(2) 三月中間申告		
① 4～6月		
$\frac{3,964,800\text{円}}{12} \times 3 = 991,200\text{円} \leq 1,000,000\text{円} \quad \therefore \text{適用なし}$		
② 7～9月・10～12月		
$\frac{3,964,800\text{円} + 906,000\text{円}}{12} \times 3 = 1,217,700\text{円} > 1,000,000\text{円} \quad \therefore 1,217,700\text{円}$		
1,217,700円 × 2回 = 2,435,400円		
③ ① + ② = 2,435,400円		
(3) 六月中間申告	金額	2,435,400円
適用なし		
(4) (1)+(2)+(3) = 2,435,400円		

VII 納付税額の計算

【納付税額】

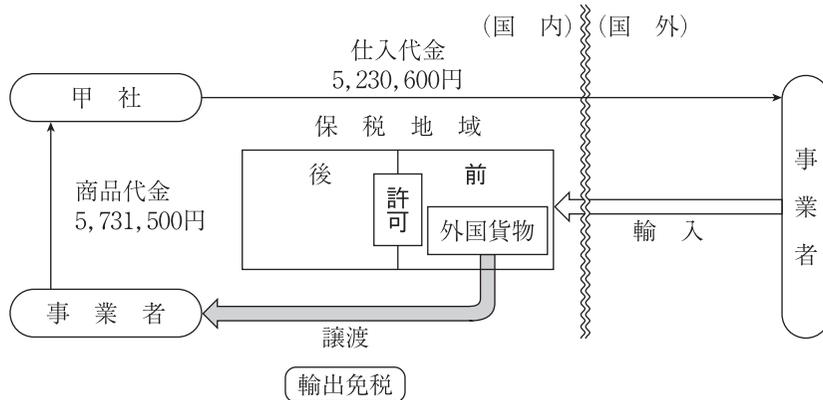
計 算 過 程	(単位：円)	金額
19,194,300円 - 2,435,400円 = 16,758,900円		16,758,900円

解説

1. 資料4(1)②、(3) 輸入許可前の貨物の譲渡の取扱い

国外で購入した貨物を国内の保税地域に荷揚げし、輸入手続きを経ないで国内の他の事業者へ譲渡する場合、外国貨物の譲渡に該当し、輸出免税取引に該当する。

なお、この譲渡に係る仕入高は、国内における課税仕入れ及び保税地域から引き取る課税貨物のいずれにも該当しないため仕入税額控除の対象とはならない。



2. 資料4(3) 納期限の延長を受けて未納となっている消費税額の取扱い

保税地域から課税貨物を引き取った場合、課税貨物に係る消費税額は原則として課税貨物を引き取った日（輸入許可を受けた日）の属する課税期間において仕入税額控除の対象となる。

したがって、本間のように納期限の延長を受けて未納であったとしても当課税期間中に輸入許可を受けているため、当課税期間において仕入税額控除の対象となる。

3. 資料4(3) 課税仕入れの範囲

課税仕入れとは、売り手が事業として資産を譲り渡し・貸し付け又は役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるものをいうため、本間の免税事業者からの仕入れについても課税仕入れに該当する。

しかし、適格請求書発行事業者以外の者（登録を受けていない課税事業者、免税事業者、消費者）から行った課税仕入れについては、適格請求書の交付を受けることができないため、仕入税額控除を行うことはできない。

ただし、一定事項が記載された請求書等を保存し、帳簿に経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの期間のものは仕入税額相当額の80%を、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの期間のものは仕入税額相当額の50%を控除できるとされている。

4. 資料4(4) 通勤手当

通勤手当は帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合に該当する。この場合の積上げ計算による課税仕入れに係る消費税額は、課税仕入れに係る支払対価の額 $\times \frac{10}{110}$ に78%を乗じて計算する。

5. 資料4(11)① 消費税額等の記載がない適格簡易請求書の交付を受けた場合

飲食店業など不特定多数の者に課税資産の譲渡等を行う事業である場合には、適格請求書に代えて適格簡易請求書を交付することができるが、消費税額等を記載しない場合には、交付を受けるとして仕入側では消費税額等を把握することができない。

この場合における仕入側の課税仕入れに係る消費税額の積上げ計算は、適格簡易請求書に記載された金額に応じて消費税額等を算出する。

税込金額が記載されている場合：税込金額 $\times \frac{10}{110}$

税抜金額が記載されている場合：税抜金額 $\times \frac{10}{100}$

6. 資料4(11)③ 物品切手等の取扱い

物品切手等の購入は、原則的に購入時においては非課税仕入れに該当し、役務又は物品の引換給付を受けた時に課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となる。

ただし、本問においては、贈答用の商品券の購入であり自ら引換給付を受けないことから、仕入税額控除の対象とはならない。

7. 資料4(12) 保険金等により資産を取得した場合の取扱い

課税仕入れに該当するかどうかは、資産の取得等のために支出した金銭の源泉を問わないため、保険金等を資産の取得等の支払いに充てた場合であっても、その資産の取得等が課税仕入れに該当するときは、その課税仕入れにつき仕入税額控除の対象となる。

8. 資料4(13) 保税地域内で賃借している倉庫の取扱い

保税地域内における外国貨物等に係る役務の提供については、輸出免税取引に該当するが、保税地域内に所在する資産の貸付けは輸出免税取引には該当せず、7.8%課税取引となる。

したがって、本問のように保税地域内で賃借している倉庫の借り受けは、国内における課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となる。

9. 資料4(23) 貸付金につき貸倒れがあった場合の取扱い

課税事業者が国内において行った課税資産の譲渡等に係る債権について貸倒れとなった場合には、その貸倒れとなった日の属する課税期間において貸倒れに係る税額控除を行う。

本問における貸付金の貸倒れについては、課税資産の譲渡等に係る債権の貸倒れに該当しないため、貸倒れに係る税額控除は行わない。

仮 計 表

課税仕入れ	仕入返還等	課税売上げ	売上返還等
課税売上げにのみ要するもの			
輸出用商品の国内仕入高	5,211,000	国内における商品売上高	623,921,000
国内販売用商品の仕入高	37,575,842	輸入商品の国内売上高	476,783,500
国内運送費及び荷造費	563,641	輸入許可前の商品売上高	△5,731,500
広告宣伝費	645,616	商品梱包用ダンボールの売却収入	350,000
車両購入費用	272,727	建物の売却収入	5,027,000
商品陳列棚購入費用	71,818		
商品保管用倉庫の賃借料	678,996		
保税地域内で賃借している倉庫の賃借料	612,228		
固定資産売却手数料	18,000	輸出免税売上げ	
80%控除	36,031,160	輸入許可前の商品売上高	5,731,500
50%控除	29,480,040	商品の輸出売上高	95,526,500
課税貨物に係る消費税額	9,710,800 + 6,473,800	貨物保管料収入	2,104,000
非課税売上げにのみ要するもの			
固定資産売却手数料	100,000		
共通して要するもの		非課税売上げ	
通勤手当	$4,620,000 \times \frac{10}{110}$	預金利息	61,400
国内旅行費用	167,545	貸付金利息	30,700
旅費交通費	329,188	社宅使用料収入	3,802,000
通信費	169,296	土地の売却収入	53,583,000
取引先等接待費	$2,565,700 \times \frac{10}{110}$		
贈答用品の購入費用	45,700		
備品の購入費用	137,272		
修繕費	200,000		
従業員教育費	65,454		
税理士に対する顧問料	47,272		
その他の費用（課税仕入れ）	1,593,350		
売上返還等			
売上値引	8,299,300	貸倒れ回収	
販売奨励金	9,500,000	売掛金	570,000
貸倒れ			
売掛金	2,870,900		
中間納付税額			
4～7月	3,964,800		
8～2月	3,964,800		
	+ 906,000		

解答用紙

※A4サイズにコピーしてお使いください

「解答用紙（A4サイズ）」は、資格の大原書籍販売サイト
大原ブックストア内の「解答用紙DLサービス」よりダウン
ロードすることも可能です。

<https://www.o-harabook.jp/>
資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

問題 1 (4 枚)

I 納税義務の有無の判定

(問題 1 No.1)

計 算 過 程	(単位：円)

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
金額	円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金額	円

III 控除過大調整税額の計算

【控除過大調整税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金額	円

【課税売上割合】

計 算 過 程		(単位：円)
	割合	円
	割合	円

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程		(単位：円)

次ページへ続く

計 算 過 程	(単位：円)
金額	円

【売上げの返還等対価に係る税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金額	円

【貸倒れに係る税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金額	円

【控除税額小計】

(問題 1 No.4)

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円

V 差引税額の計算

【差引税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円

VI 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)		
	金 額	円

VII 納付税額の計算

【納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円